

ちょっと

Q&A

## 組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通氏

### Question 確定申告書(控)收受印廃止

当組合は、設立以来、法人の確定申告書を書面提出により行っています。令和7年1月からの申告書の提出時に(控え)の用紙への「收受印」が廃止されると聞きました。銀行等への確定申告書(控え)の提出時も「收受印」の確認がされます。この事務運営指針の概要と今後の対応について教えてください。

### Answer

#### 【概要】

国税庁においては、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))を進めているところです。

こうした中、e-Tax利用率は向上しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれることや、DXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととなりました。

#### 【今後の対応について】

上記【概要】に記載した通り、令和6年までは確定申告書(提出用)と(控え)の両方を提出し、收受印が押されて返却された(控え)を保管していましたが、令和7年1月以降は確定申告書(提出用)だけを提出し、(控え)については組合で保管しておくこととなりますので、提出年月日を記録するようにしてください。この度の国税庁の事務運営指針の取扱いの変更に対応する具体的な方策は次の通りです。

#### 1. e-Taxによる申告・申請手続

申告・申請手続は、e-Taxで行うことができます。今後は、e-Taxで行われることをおすすめします。e-Taxで申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。銀行への提出も、受信通知を添付すればよいことになります。

#### 2. 税務署での申告書等の閲覧サービス

税務署の窓口で、法人が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

詳細については、「申告書等閲覧サービスの実施について(事務運営指針)」において定められています。

#### 3. 納税証明書の交付請求

納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得することができます。

#### 〈金融機関や行政機関等から收受日付印の押なつされた控えを求められる場合の説明について〉

国税庁より次の情報が発信されています。

『国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直しについては、事前に説明を行っております。

とりわけ、令和7年1月以降は、各種の事務において收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求めないようお願いしてきたところです。

今後も、令和7年1月までの間、丁寧な周知・広報に努めてまいります。

なお、令和7年1月以降においても、收受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種の機関を把握した場合、国税当局から個別に説明を行う予定です。』